

令和6年第2回平取町議会定例会（開会 午後3時00分）

高山議長

それでは定刻になりましたので、会議を開きます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまより、令和6年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、1番井澤議員、2番中川議員を指名いたします。日程第2、議案第16号、令和6年度平取町一般会計予算、日程第3、議案第17号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第18号令和6年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、日程第7、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算、以上、議案6件を一括して議題とします。令和6年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査しておりますので、その結果の報告を求めます。1番井澤議員。

1番
井澤議員

それでは、予算審査特別委員会委員長より、審査の報告を行います。報告の前に、本予算審査特別委員会において、町長はじめ理事者の方々、課長各位におかれましては、審査に寄せられた質疑に対し、ご説明のご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、委員各位におかれましては、連日にわたる熱心な議案審議、大変お疲れさまでした。それでは、令和6年第2回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました、議案第16号から第21号までの令和6年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を、会議規則第75条の規定によりご報告申し上げます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じ、疑問点をただしながら、予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また、これまでの一般質問や委員会審査での議論を十分反映した予算となっているかという点についても、審査の重点事項としたところです。ここで1点、次回より留意いただきたい点がありますので、お願い申し上げます。予算書とは別に説明資料をご準備いただき、詳細な資料作成にご尽力いただいていることは評価します。ただ、本会議における議案の提案理由の説明という点では、これまでに比べて、予算規模や予算編成状況、令和6年度における重要事業や、新たな事業、変更した事業といった特徴となる内容について取り上げ、詳細なる説明をお願いしたいと思っております。さて、令和6年度各会計予算案は、一般会計をはじめとして総額9億4591万円で、前年度当初予算と比較すると0.1%の増となるものであり、第6次総合計画と連動する財政収支計画書に基づき編成されたものと判断するところです。なお審査の過程において、今後予算執行に向けて要望事項がありますので、以下その概要を申し上げます。はじめに、町財政の運営についてです。令和5年度と比較し、総額の歳出は抑えられたものの、子育て世帯

や障がい者等に関わる扶助費や、行政運営における各種負担金等は、社会情勢に伴い増額を余儀なくされることもあります。主要事業に対する公債費は、令和3年度から8億円を超える額で推移しており、基金繰入額も4億9470万円と、前年度を上回る額となっています。今後も様々な投資的事業が山積するなか、人口減少の影響で自主財源の確保も更に難しくなり、非常に厳しい財政状況に陥ることが懸念されます。国は働き方改革を推進しており、また、物価高騰や燃油等の高騰など、費用がかさむ要因もあるところですが、限られた事業予算の効果的な運用が図られるよう検討されたい。総合計画に則りつつも、実情や実態を捉え、今後の収支状況を見極めたなかでは、事業の縮小や必要な見直しを適時、的確に判断し、計画的かつ効果的な行政運営、持続可能な財政運営を職員一丸となって取り組まれることを期待します。次に、予算執行における要望事項です。人口に占める高齢者数が年々高まる当町にあって、高齢者福祉に関わる住民サービスは、今後もニーズが高まることが予想されます。町内唯一の社会福祉法人である平取福祉会については、これらに係る多様な事業を行っており、担う役割は大きいものと考えます。各事業運営に対する町からの補助金に加え、今回、貸付金の上限額を上げた予算としていますが、今後平取福祉会が事業改善計画書を立てるなど、十分な協議の上で、町の支援を検討されたい。さらに、平取高校の存続については、これまでの様々な取り組みにより、令和6年度から平取高校に道外及び道内域外からの生徒を迎えることとなりました。北海道教育委員会の方針で入学者数が2年連続10名未満となった場合は募集停止、とされているなか、令和6年度は10名を下回る見込みであり、令和7年度の入学者数によっては、町としての決断が迫られることとなります。令和6年度の取り組みが正念場と言えますので、さらなる取り組みを進められたい。また、観光事業に関しては、豊かな自然と歴史的文化が色濃く残る平取町の特徴を生かした取り組みが行われており、町の活性化には不可欠です。また、日高山脈襟裳国定公園が令和6年度中に国立公園化されることが見込まれ、全国的にも更に注目度が高まることが予想されます。法人化した平取観光協会の役割もますます重要となりますが、現状では町が行う事業との住み分けが見えにくい部分もあります。町だからこそこできること、法人だからこそこできることを念頭に進められるよう取り組まれたい。次に、特別会計及び事業会計についてです。国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計については、それぞれ第1期平取町健康増進計画、第9期平取町高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画が策定中であり、今後の取り組みの方向性が示されました。これをもとに、町民の健康管理、健康教育、介護予防等に努められるとともに、医療費の削減、保険者負担の抑制、質の高い介護サービスの展開が図られるように努力願います。次に、国民健康保険病院特別会計についてです。町民の安全で安心な医療環境の提供に向け、診療体制の維持、確保に鋭意努力されており、患者数、診療収入は上を向く傾向も見られますが、依然として一般会計からの繰入れは高額で推移し、自治体病院を取り巻

く経営の厳しさが続いています。令和6年3月に策定した平取町国民健康保険病院経営強化プランに基づき、経営分析のもとで病院運営に取り組まれない。高齢化率が高まりゆく当町においては、医療と介護・保健・福祉とのさらなる連携が不可欠であり、医療連携室の体制が確保されたことに期待を寄せているところです。町のかかりつけ病院として、町民が必要とする医療サービスに応えるべく、取り組みを進められるよう、強く望みます。次に、簡易水道事業会計です。令和6年度から企業会計となり、経営基盤強化が求められることとなります。町民のライフラインである水道を守る視点に、経営の視点も加えながら、計画的で効率的な維持に努められ、良質な生活用水が町民に供給されるよう運営されたい。以上、当委員会における要望事項となりますが、決して有余があるとは言えない予算編成状況であり、効果的かつ効率的で適正な予算執行を望んでいます。なお、お手元の報告書のとおり、令和6年度平取町一般会計及び特別会計予算の6議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。これをもちまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

高山議長

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第16号から議案第21号までの令和6年度平取町各会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し、討論を行います。

日程第2、議案第16号令和6年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第16号、令和6年度平取町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第17号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、令和6年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第18号、令和6年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を伺います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第23号、平取町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例の改正の提案につきましては、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。改正の理由につきましては、

能登半島地震災害に係る雑損控除の特例を設けるとして、地方税法施行例等の一部を改正する政令が2月21日に公布され、自治体においても、条例整備を要するとして、改正案が示されたものでございます。今のところ、町民に適用する方はいないと認識しておりますけれども、これに倣って条例の該当部分を改正するものでございます。改正の部分につきましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案としておりまして、右は空欄となっておりますけれども、これは新たに附則第5条の2を追加するためであります。内容につきましては、1月1日に発生した能登半島地震災害にて生じた損失に対する税金の控除でありまして、通常であれば、令和6年の所得において、来年の住民税の雑損控除として適用するところでございますが、今回は特例措置として、令和5年の所得における適用、つまり、今年の住民税の雑損控除として適用ができるとした内容でございます。次に、4ページ目をお開きください。第6条の下線部分についての改正になりますけれども、こちらにつきましては、今回の法改正によって生じた条文のずれを修正するものでありまして、内容については変更ございません。では、議案の2ページ目にお戻りください。2ページの下の方の附則になります。附則としまして、改正後の規定は公布の日から施行とし、適用については法令と同日の令和6年2月21日としております。以上で議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第23号平取町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第24号、令和5年度平取町一般会計補正予算第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

はい。それでは議案第24号、令和5年度一般会計補正予算第9号につきましてご説明いたしますので、本日お配りいたしました議案をご覧ください。令和5年度平取町一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによるものとするものでございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ397万7000円を追加し、予算の総額を72億6121万8000円にしようとするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第

1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページ目をお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、19節扶助費397万7000円の追加でございます。これは、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴いまして、これまで抑えられていました障害福祉サービスの利用が大きく増加したことによりまして給付費が増大し、予算に不足を生じることから、扶助費を増額するものでございます。財源は、必要経費の2分の1は国庫負担、4分の1ずつが道と町の負担となります。歳出については以上です。次に歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをお開きください。上段、10款1項1目地方交付税、99万5000円の増額です。今回の補正に必要な一般財源について、普通交付税を充当するものでございます。次に下段、15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、198万8000円の増額です。これはただいまご説明いたしました、障害福祉サービス等給付費の2分の1が、障害者自立支援費負担金として、国から交付されるものでございます。次に6ページ、16款1項1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金99万4000円の増額です。これもただいまご説明いたしました、障害福祉サービス等給付費の4分の1は、障害者自立支援費負担金として、道から交付されるものでございます。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上でございます。次に、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。3款1項社会福祉費、冬の生活支援事業、626万1000円については、令和5年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和6年度に繰り越そうとするものでございます。以上、議案第24号、令和5年度平取町一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、これより採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第24号、令和5年度平取町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決しました。

日程第10、発議第1号、平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提出議員からの趣旨説明を求めます。3番、松澤議員。

松澤議員

平取町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。議会会議規則は、議会の運営に関する基本的事項を定めているものであり、その

改正には議会の議決が必要となることから発議とするものです。この規則の改正理由については、令和3年9月2日に開催された全国町村議会議長会都道府県会長会において、標準町村議会議規則の一部が改正され、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間が規定されました。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めることとされました。これに基づき、同様に規定している平取町議会議規則を改正しようとするものです。新旧対照表でご説明しますので、3ページをお開きください。右側に現行、左側に改正案を載せています。現行第2条、欠席の届出、第1項中の事故については、出産を除く会議に出席することが出来ない一切の場合を指すものですが、社会通念上としての事故は、一般的に思いがけず生じた悪い出来事や、物事に正常な活動、進行を妨げ不慮の事態の意で用いられることが多く、誤解を招く可能性がかねてよりあったことから、事故を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助と、その欠席事由を例示し、多様な人材の町議会への参画を促進する環境整備を図るとともに、公務については個人的な事情である欠席事由との均衡を図るために例示しています。例示以外の欠席事由については、その他のやむを得ない事由とし、何をやむを得ないとするかは各町議会の判断としています。同じく第2条第2項の出産に係る産前、産後に係る欠席期間については、出産に係る母性の保護は、職業や就業形態により取り扱いが変わるものではなく、医学的な知見を踏まえ、すべての母体に適用すべきと考えられることから、議員に労働基準法は適用されませんが、労働基準法第65条の規定を参酌し、母性の保護措置として、産前は出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間、産後は出産の翌日から8週間を経過する日までの範囲内とするものです。第87条第1項、請願書の記載事項については、先ほど述べた理由のとおりで、この改正により、請願者はそれぞれの事情により、署名または記名押印を選択することができることとなります。署名のみとする利便性の向上と合わせて、例えば心身の故障で署名出来ない方は、記名押印の方法によることもできることとなります。2ページに戻りますが、附則として、施行期日は公布の日からとするものです。提出議員は松澤、賛成議員は井澤議員、中川議員です。説明は以上となります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、発議第1号、平取町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第11、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定いたしました。

休憩します。

(休憩 午後3時31分)

(再開 午後3時32分)

それでは再開いたします。お諮りします。承認第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、承認第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告いたします。議案24件で原案可決24件、発議1件で原案可決1件、承認2件で決定2件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和6年第2回平取町議会定例会を閉会します。

(閉会 午後3時34分)